

建設国保加入中の従業員5人未満の個人事業所から常時従業員5人以上又は法人成りするときの注意点

はじめに

建設国保に加入中の従業員5人未満である個人事業所から、常時従業員5人以上又は法人成りするとき等、建設国保から協会けんぽに移行するときの手続きにおいての注意点を主にご説明します。

但し、意見にわたる記述は私見であることをあらかじめ申し添えます。

1. 建設国保（国民健康保険組合）から協会けんぽ（健康保険）へ強制適用になるとき

国民健康保険の一つである建設国保については、建設工事業に携わっている方で、原則、**従業員が常時5人未満の個人事業所や一人親方**の方が加入できます。

では、従業員が常時5人以上になった場合や、個人事業から法人成りした場合はどのようになるのでしょうか。原則と例外をご説明します。

原則-----協会けんぽ（健康保険）に加入することが義務付けられています。

例外-----すでに建設国保に加入している被保険者については「協会けんぽ（健康保険）の適用除外」の承認を受けることで引き続き建設国保に加入することができます。

2. 引き続き建設国保に加入するために必要な手続き

上記1. 例外のように、引き続き建設国保に加入するためには、手続きに注意が必要です。

常時従業員を5人以上雇用するに至ったとき又は法人成りしたときから**5日以内**（土日祝を含む）に健康保険の適用除外の届出等が必要になります。

また、新たに従業員を雇用した場合についても同様に、5日以内に事業所を管轄する年金事務所に届出が必要です。この適用除外の手続きをしないままの状態であると、協会けんぽが強制適用されます。

期限に対して厳格になっており、年金事務所によっては、届出が遅れた場合に協会けんぽの健康保険の適用除外を承認されないケースがあります。
主な手続きの流れは次の通りです。

- ① 国保組合から「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に証明をもらう。
- ② 事業主から「健康保険被保険者適用除外承認申請書」をその他の必要書類と一緒に管轄の年金事務所へ提出。
- ③ 年金事務所から健康保険適用除外の承認を受け、「健康保険被保険者適用除外承認証」他、控えの書類を受け取る。
- ④ 事業主から「健康保険被保険者適用除外承認証」のコピーを国保組合に提出。

その他、添付書類等の詳細について、準備段階からお早めに、あらかじめ管轄の年金事務所にご相談されることをお勧めします。

3. 手続きの際に特に注意の必要な点

適用除外の手続きについては、やむを得ない理由により5日以内に届出が出来なかった場合は、同時に当該やむを得ない理由を記載した**理由書**の添付が必要です。以下、平成23年3月8日厚生労働省からの通知文書の抜粋となります。

○健康保険の適用除外申請における承認年月日の取扱いについて

年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」については、次のとおりであり、個々の事情を十分に踏まえた取扱いを行うものとする。

- (1) 天災地変、交通・通信関係の事故やスト等により適用除外の申請が困難と認められる場合
- (2) 事業主の入院や家族の看護など、適用除外の申請ができない特段の事情があると認められる場合
- (3) 法人登記の手続きに日数を要する場合
- (4) 国保組合理事長の証明を受けるための事務処理に日数を要する場合
- (5) 事業所が離島など交通が不便な地域にあるため、年金事務所に容易に行くことができない場合
- (6) 書類の郵送（搬送）に日数を要する場合
- (7) 年金事務所が閉所している場合
- (8) その他、事業主の責によらない事由により適用除外の申請ができない事情があると認められる場合

4. 社会保険未加入対策において、国保組合に加入している場合は社会保険加入扱いとなる

国土交通省より、平成24年7月30日の通知によると、建設業における社会保険未加入対策の取り組みでは、社会保険への加入については、年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はないことを説明しています。

5. おわりに

建設国保に引き続き加入する場合の注意点について説明してきましたが、やはり、人材を確保し、建設業界の長期的な発展のためには、下記のメリットを考慮すると協会けんぽへ移行していくことが必要になるでしょう。

- ① 従業員の福利厚生の実により、従業員の職場への定着率もアップし、優秀な人材を集めやすくなる。
- ② 社会的信用度の向上
- ③ 手厚い給付（前月号の通り、健康保険は傷病手当金や出産手当金等、国保組合に比べて給付が厚くなっています。）